論文名：企業年金の法的考察 - 契約と受給者の給付引下げの検討

氏名：**上田憲一郎**

要約文（以下に 1,080 字以内で記入して下さい）

本稿は、企業年金の受給者の給付引下げに関し、事業主と受給者との間の契約関係に注目し、この契約関係について確定給付企業年金（以下「新 DB」）を例として検討した。事業主と受給者との間には、年金資金の運用と年金支給を委託する企業年金契約が存在すると認められる。この契約の特徴は長期的・継続的契約であり、また雇用関係を基礎とした契約である。更に典型的な制度的契約の一つとも指摘されている。

受給者の給付引下げは、事情変更の問題と捉えられるが、事情変更に関する学説の展開を参考に再交渉義務を考えると、事業主と受給者との間の情報や交渉力の格差を根拠として、受給者への情報提供義務が導出できる。更に、制度的契約の特質から、受給者の制度運営への参加スキームの必要性も導出できる。

これらの検討結果と現行の新 DB 制度との比較から、受給者の受給権保護のために考えられる施策として情報開示の強化、制度運営への参加、受給者団体組成を提言した。情報開示の強化では、これを受給者に対して義務化する必要があるが、情報提供の内容やレベルをどうするかという点に課題が残る。制度参加スキームでは、オランダの CDC スキームや投資信託の受益者保護のスキームを参考にした。受給者団体制度は、労働組合や消費者団体制度を参考として、その内容や要件を検討した。

なお、平成 19 年度には、DB 法附則 6 条で規定する法施行後 5 年後の見直しに関し、厚生労働省に設置された企業年金研究会で議論がされてきたが、本稿で取り上げた問題など、未だ検討すべき課題はあり、更に多方面からの検討が継続されるべきであると考える。